

# 岡谷市商工業助成制度

地域の特性、課題を的確にとらえ、市民のみなさんの要請と期待に積極的に<sup>こた</sup>応えていくまちづくり。

市では、商工業の体質強化と、産業の振興、活性化のために、事業主のみなさんなどの各分野での事業に対して、さまざまな助成を行っています。

これらの制度をぜひ、ご活用ください。

## 岡谷市商工業振興条例に基く助成事業

### ● 商店街環境整備事業

#### 【公共駐車場設置事業】

- 内 容 商業地域内に不特定多数の者が利用できる面積150m<sup>2</sup>以上の駐車場を新設するもの
- 助成率 施設費の3分の1以内
- 限度額 500万円

#### 【アーケード設置事業】

- 内 容 商業地域内に100万円以上の経費を要するアーケードを新設するもの
- 助成率 施設費の3分の1以内

#### 【商店街照明施設設置事業】

- 内 容 50万円以上の経費を要する照明施設を設置するもの
- 助成率 施設費の3分の1以内

#### 【ショッピングモール施設設置事業】

- 内 容 商業地域内にショッピングモールを設置するもの
- 助成率 施設費の3分の1以内

#### 【その他の整備事業】

- 内 容 市長が特に認めたもの
- 助成率 施設費の3分の1以内

### ● 高度化事業（中小企業総合事業団法に規定する事業およびこれに準ずると認められる事業）

- 内 容 投下固定資産総額200万円以上のもの
- 助成率 投下固定資産総額の100分の1以内
- 限度額 1,000万円

### ● 工場移転事業

- 内 容 市内の特定地域外にある工場の使用を廃止し、市内の工場適地に工場を新設するもので、投下固定資産総額200万円以上のもの
- 助成率 投下固定資産総額（工場用地取得資金等融資相当額を除く）の1億円までは100分の8以内の額とし、1億円を超える場合は超えた額の100分の5以内の額を加算する。
- 限度額 3,000万円

### ● 特定地域への工場等新設事業

- 内 容 ①市内に工場等を有している者が、市内の工場適地に500m<sup>2</sup>以上の用地を取得し、当該用地に工場等/new設するもの、または市内の工場適地に300m<sup>2</sup>以上の工場等/new設するもの。  
②市内に工場等を有していない者が、市内の工場適地に1,000m<sup>2</sup>以上の用地を取得し当該用地に工場等/new設するもの、または市内の工場適地に500m<sup>2</sup>以上の工場等/new設するもの
- 助成率 投下固定資産総額（工場用地取得資金等融資相当額を除く）の100分の5以内
- 限度額 3,000万円

### ● 指定施設設置事業

- 内 容 市内に工場または店舗を有する者が、指定施設を新設または増設した場合投下固定資産総額100万円以上のもの
- 助成率 指定施設の投下固定資産総額（宿舍等建設資金融資相当額を除く）の100分の1以内
- 限度額 500万円

## 商業関連

### 店舗の整備改善等のための工事費を助成します

【内 容】 中小小売商業者が市内に店舗等の商業施設等を移転、新設または既存店舗等を改修する場合、その工事費が500万円以上のものを対象とし助成します。

【助成率】 3分の1以内 【限度額】 250万円

平成16年3月31日までの期間限定の助成措置です

### 商業活性化のために必要な経費を助成します

【内 容】 商業会、商連等で実施する事業であって事業費が10万円以上のものを対象とします。

【事業名】 販売促進活動事業・施設整備事業・商店街等装飾事業…【助成率】 2分の1以内 【限度額】 50万円

【事業名】 商店街環境整備の調査研究事業…【助成率】 2分の1以内 【限度額】 20万円

【事業名】 商業セミナー事業・活性化研究事業・情報収集事業…【助成率】 2分の1以内 【限度額】 10万円

### 支援拡大 空店舗活性化のための経費を助成します

【内 容】 商業者や商業会等が商業地域、近隣商業地域における空店舗、しもた屋、空地等の非店舗を事務所等の商業施設等として利用する経費に対し助成します。

【助成率】 3分の1以内

【限度額】 改修等の経費 250万円まで  
賃借料（家賃、地代）の経費 30万円まで  
※賃借料については2年間の助成となります。

◎中心市街地基本計画区域内の場合

【助成率】 2分の1以内  
【限度額】 改修等の経費 500万円まで  
賃借料（家賃、地代）の経費 60万円まで  
※賃借料については2年間の助成となります。



### 商店街の街路灯電気料を助成します

【内 容】 市内商業会において設置されている街路灯の電気料について、その年額に対し助成します。

【助成率】 電気料年額の3分の1以内

【限度額】 30万円

### 小売業者の個店診断経費を助成します

【内 容】 コンサルタントによる経営診断、店舗診断等を実施する商業者に対し助成します。

【助成率】 2分の1以内

【限度額】 10万円

### 駐車場の運営費を助成します

【内 容】 商業会等が設置運営している公共的駐車場に対し維持管理費に対し助成します。

【助成率】 100分の20以内

【限度額】 50万円

## 工業関連

### 市内の借工場等に創業、事務所移転等を行う場合の家賃を助成します

【内 容】 中小企業者が、創業あるいは事業拡大に伴い市内に借工場等を借りる場合に、その家賃に相当する経費に対し助成します。

【助成率】 1年間に生じた経費の2分の1以内

【限度額】 連続した2年間で1企業120万円（1申請につき60万円限度） 【期 間】 3月1日～3月10日

### 中小企業経営技術相談

【内 容】 中小企業の経営、金融、個店診断、受注・発注、工場用地、技術改善、設備導入、生産コストダウンおよび新分野への進出等の相談に対する指導、助言、情報提供を行います。また、企業・商店訪問等による現場での指導・助言も行います。

【相談員】 中小企業診断士、工業技術振興参事、生産管理アドバイザー、工業活性化コーディネーター、高度情報化アドバイザー

【相談日】 月～金曜日（生産管理、高度化については月～水曜日。※相談内容に応じて他の曜日での対応も可）

【場 所】 テクノプラザおかや内 工業振興課

### ISOシリーズの取得経費を助成します

【内 容】 国際規格ISO9000・14000シリーズ取得にかかる経費に対し補助します。

【助成率】 10分の2以内

【限度額】 1シリーズ取得につき100万円

【期 限】 11月30日まで

### 測定機器等の使用料等を助成します

【内 容】 独立創業後5年以内の中小企業者が体質強化を図るため、平成14年3月から15年2月までに公的工業関係試験場で設備を使用、または試験を行なったときに生じた経費に対して助成します。

【助成率】 2分の1以内 【限度額】 50万円

【期 間】 平成15年3月1日～10日まで

### 産業大学校等の受講料を助成します

【内 容】 中小企業の人材育成による経営資源の充実と創造性を豊かに発揮する企業経営者を目標して、長野県企業研修センター等が開催する講座受講料に対し助成します。

【助成率】 受講料の2分の1以内

### 新規事業 展示会出展経費を助成します

【内 容】 中小企業者の営業開拓を支援するため、市内中小企業者や企業グループが展示会に出展する経費に対して助成いたします。

【助成率】 対象経費の2分の1以内

【限度額】 海外展示会は40万円 国内展示会は20万円

### 新技術・新製品開発経費を助成します

【内 容】 新製品の開発、新材料の開発利用、機械等の省力・高性能化に必要な経費に対して助成します。

【対 象】 市内に主な工場・研究施設を有する50人以下または資本金1億円以下の製造業者

【助成率】 2分の1以内 【限度額】 100万円

【期 限】 7月31日まで

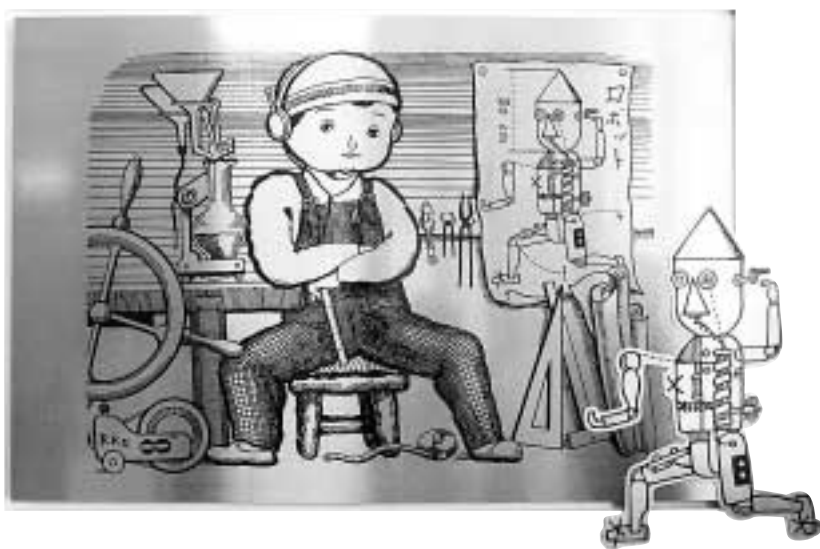


## 異業種グループの活動経費を助成します

- 【内 容】 融合化グループ（原則として、市内の異分野中小企業4社以上）が、新技術、新製品の研究開発、市場開拓等のために要する経費に対し助成します。
- 【助成率】 2分の1以内
- 【限度額】 ・企業活動事業（新技術、新製品の企画立案、情報収集等）に対し50万円以内  
・市場開拓事業（開発技術、製品の市場調査、デザイン開発等）に対し50万円以内  
・開発事業（新技術、新製品）に対し300万円以内

## 創業者の展示会出展経費を助成します

- 【内 容】 創業者の営業開拓を支援するため、独立創業後10年以内の中小企業者が官公庁等の公的機関の主催・共催・後援する展示会に出展する際にかかる出展小間料や搬出入費等の対象経費に対して助成します。
- 【助成率】 対象経費の2分の1以内
- 【限度額】 30万円



## 労 政

## 中高年齢者等を雇用された事業主の方へ奨励金を交付します

- 【内 容】 中高年齢者、心身障害者および難病患者の雇用促進を図るため、市内事業者がこれらの方々を公共職業安定所を通じて雇用した場合に、奨励金を交付します。
- 【対象者】 市内在住の中高年齢者（35～64歳）、心身障害者および難病者を常用労働者として雇用した場合に市内事業所の事業主
- 【奨励金】 1年以上雇用することを条件に、中年齢者（35～54歳）1人当たり3万円、高年齢者（55～64歳）、心身障害者等1人当たり5万円

## 勤労者住宅新築等資金の利子補給金を交付します

- 【内 容】 市内に住宅を新築、増改築、住宅購入または宅地購入するために要する資金で長野県労働金庫から融資を受けた場合、支払利子の一部を補給します。
- 【対 象】 ・住宅金融公庫が定める個人住宅建設資金貸付方針に該当する住宅を新築、増改築または購入するための資金、ただし既存住宅を購入する場合は固定資産税評価額から推定した時価が100万円を超えるもの  
・400㎡以下の住宅建設用地を購入するための資金
- 【交付率】 ①返済が6年を超える長期貸付  
交付対象融資の限度額は500万円で、借入後最初の1年間の利子総額の100分の30以内  
②返済が1年を超え6年以下の短期貸付  
交付対象融資の限度額は300万円で、借入後最初の1年間の利子総額の100分の15以内
- 【限度額】 ①の場合8万円                      ②の場合4万円

## 勤労者生活資金融資制度

- 【内 容】 市内に住む勤労者の生活安定を図るため、長野県労働金庫と協調して融資をします。
- 【対 象】 対象者：1年以上市内に居住する者で、市税を完納し、労働金庫が認める勤労者サービスセンター等の会員、または組織労働者。
- 使 途：生活資金。ただし、事業資金、投資および投機に係る資金、遊興費等の不健全な資金は除く。
- 【限度額】 100万円・教育に必要な資金については200万円
- 【償 還】 融資額が50万円まで 3年以内  
 50万円以上の通常の融資・100万円以下の教育費 5年以内  
 教育費で100～150万円まで 8年以内  
 教育費で150～200万円まで 10年以内  
 介護休養者の生活資金は介護休養期間終了日から5年以内
- 【利 率】 通常の資金 年2.35%（保証料別途）  
 教育資金 年2.35%（保証料別途）  
 介護休養者生活資金 年1.00%（保証料別途）

## 知識集約化事業に必要な経費を助成します

- 【内 容】 新製品開発の研究、組織・高度化の研究、共同受注の研究、就業経営の近代・合理化の研究、商店街改造の研究等の事業に対し、講師謝礼、調査費、研究費その他事業実施に必要な経費を助成します。ただし、5社以上で組織し6か月以上継続して行なうことが基準となります。
- 【助成率】 2分の1以内 【限度額】 10万円 【期 限】 9月30日まで

◎活用しませんか高年齢者職業相談室  
 「まだ働ける」「仕事がしたい」とお考えの中高年のみなさん、お気軽にご相談ください。

場 所：市役所2階 高年齢者職業相談室  
 電話 ☎23-4811内線1222

相談日：月～金曜日・午前9時～午後4時（祝祭日を除く）

相談内容：職業相談、職業紹介等

◎財団法人諏訪勤労者福祉サービスセンター  
 岡谷市内および下諏訪町内の中小企業勤労者に対し、総合的な福祉事業を行い、勤労者福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

内 容：在職中の生活安定事業、健康維持増進事業、老後の生活安定事業、自己啓発等

資 格：岡谷市内および下諏訪町内の、中小企業の事業主および従業員

会 費：入会金 300円 会費 月300円  
 （事業所を単位として入会してください）

場 所：岡谷市勤労青少年ホーム内  
 ☎24-3010・FAX24-3018



助成制度についてのお問い合わせは

商業観光課 ☎23-4811（市役所代表）内線1211 FAX23-6448  
 工業振興課（テクノプラザおかや内）☎21-7000 FAX21-7001